

やまぐちから通信

若者版

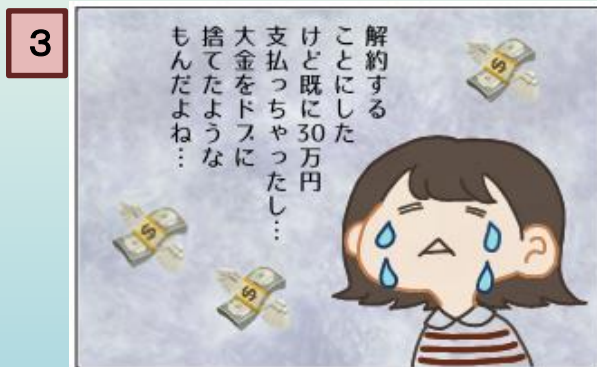
～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報 **注目!**

令和3年7月5日
-第37号-

あきらめないで！



アドバイス

山口大学 米山 咲輝さん 作

※この4コマ漫画は「消費者トラブル防止コンテンツ制作コンテスト2020」漫画部門 入選作品です。

- エステティックサービスのうち、利用期間が1カ月を超え、総額が5万円を超えるものは、特定継続的役務提供として特定商取引法が適用されます。
契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。また所定の解約料を支払えばいつでも中途解約でき、清算して支払い過ぎの金額がある場合は、返金してもらうことができます。
- 困ったときは、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

今回紹介した4コマ漫画のエステティックサービスに関する相談事例や対処方法など、若者に多い消費者トラブル情報は、県消費生活センターのHP「知っちゃよ! 消費者トラブルまなべるサイト」に掲載されています。

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ①

開催中!

『消費者トラブル防止4コマ漫画コンテスト』 作品募集中 (募集締切 9/30【必着】)


防ごう！消費者トラブル

募集中!


令和4年4月から成年年齢が18歳に引下げになり、若者の消費者被害の拡大が懸念されます。県では、若者の消費者被害を未然に防止するために、「消費者トラブル」について関心を持ってもらい学ぶきっかけとなるよう4コマ漫画を募集しています。

応募資格 応募時に、県内に在住・在学・在勤の
12歳～29歳の方(中学生以上)

募集期間 2021 6/23(水)～9/30(木) **必着**

応募方法
Webまたは郵便で応募
作品規定等、詳しくは「STBプロジェクト」で検索
サイトアクセス用QRコード → 
STBプロジェクト <https://stb2021.com>

応募規定・条件

- 応募作品数に上限はありません。ただし、入賞する作品は1名【グループ】につき1作品までとします。
- “知っちゃる!?消費者トラブルまなべるサイト”などで消費者トラブルについて学習した上で応募してください。⇒ 
- 高校生から大学生の応募者のうち、入賞作品の応募者(グループの場合は全員)及び希望者を県の”学生消費者リーダー”に認定します。

表彰 応募区分【中学・高校の部】、【大学・一般の部】ごとに

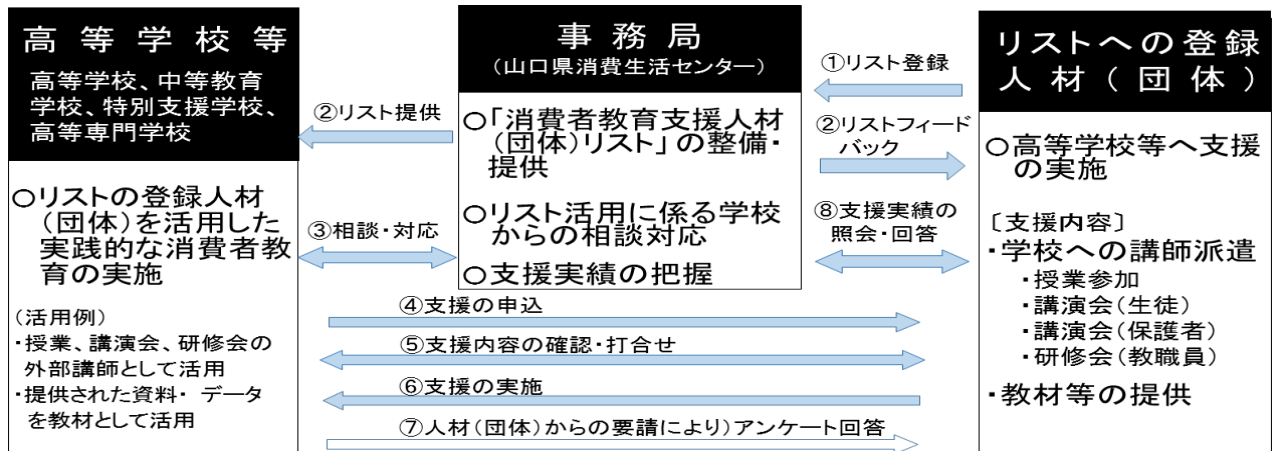
- 最優秀賞(1作品) 賞状・副賞 (QUOカード3万円分)
- 優秀賞(4作品) 賞状・副賞 (QUOカード1万円分)
- 入選(10作品) 賞状・副賞 (QUOカード5千円分)

お知らせ②

～高等学校等の消費者教育を支援しています！～ 「高等学校等への消費者教育支援人材(団体)リスト」

リストには、高等学校等で消費者教育の支援ができる人材(団体) **29団体**を登録し、県HPに掲載しています。専門的知識・経験のある人材(団体)をぜひ御活用ください。
また、リストを活用される際の御相談やお問合せは、県消費生活センターでお受けします。

リストの活用イメージ



山口県HP: <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/syouhisakyokuiku/listtop.html>

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

- 郵便番号が分かる **1** → を押す ○ 郵便番号(7桁)入力
- 郵便番号が分からない **2** → を押す ○ 固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口
又は
山口県消費生活センターなど